

令和6年度(2024年度)監事監査計画書

1 監査の基本方針

国立大学法人茨城大学監事監査規則（平成16年4月1日制定）に基づき、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務の適正かつ効率的な運営に資するため、監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

2 監査事項及び重点項目

監事監査規則（第5条）に定める本学の運営及び業務全般について監査を実施する。

2-1 業務監査

(1) 管理運営

○中期目標、中期計画等の推進状況 ○管理運営における効率化の推進状況 など

(2) 人事管理

○労働環境の整備、働き方改革 ○教職員の業績評価 など

(3) 財務

○令和7年度(2025年度)予算編成 ○財務健全化の取組 など

(4) 情報管理

○個人情報保護 ○セキュリティ対策 など

(5) 学生確保・学生支援

○志願者確保対策 ○学修、生活、就職支援 など

(6) 教育・研究

○教育・研究体制の強化 ○外部資金獲得に向けた取組 など

(7) 地域連携・地域貢献

○ステークホルダー等との連携 ○地域貢献の取組 など

(8) その他

○危機管理への取組 ○寄附金等確保の取組 など

2-2 重点項目（臨時監査）

- (1) ガバナンス体制の強化
 - ガバナンス体制の整備及び運用状況
 - 附属学校園の内部統制システムの整備及び運用状況

- (2) スマートユニバーシティ構想の実施
 - 業務デジタル化の推進状況
 - データ基盤構築の状況

- (3) 資産の戦略的な管理及び活用
 - 施設・設備の長寿命化及び省エネ化の推進
 - 研究設備・機器の共有化推進
 - 遊休資産の処分・有効活用

2-3 会計監査

- (1) 令和6年度(2024年度)決算の状況
- (2) 資産運用及び資産管理の状況
- (3) 人件費、一般管理費の状況

3 監査の種別

定期監査と臨時監査（重点項目）とする。

4 監査の方法

- (1) 定期監査は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会等の重要な会議へ出席（陪席）、監査調書等の書面及び担当責任者への聞き取り等により実施する。
- (2) 臨時監査は、担当部局と日程を調整のうえ、書面、担当責任者への聞き取り及び実地監査により実施する。
- (3) 会計監査は、主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することにより行う。

5 監査の実施期間

(1) 業務監査

- ・ 定期監査 令和6年6月から令和7年5月に実施
- ・ 臨時監査（重点項目） 令和6年6月から令和7年5月に実施
- ・ 臨時監査（その他） 必要に応じ適宜実施

(2) 会計監査

決算終了後の令和7年5月から6月に実施

6 監査報告の作成

令和7年6月までに監査報告書を作成する。

7 監査報告及び意見

- (1) 監査報告書は、学長に提出する。
- (2) 監査の結果に基づき必要があると認めるときは、学長に意見を提出する。

8 監事意見に対する取組状況の確認

監事監査のフォローとしてこれまでの監事意見に対する取組状況を確認する。